

## 3 陳情第 50 号

3 陳情 第 50 号	シノケンの新宿区余丁町マンション新築工事に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和3年12月10日受理、令和4年3月1日付託
陳情者	新宿区余丁町————— ————— 代表者 —————
<p>( 要 旨 )</p> <p>新宿区は、ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例その他建築に関する条例等の規定に基づき、周辺環境への影響に配慮し円滑な近隣関係の推進に努めるよう、余丁町14番25におけるワンルームマンションの建築主を指導してください。</p> <p>( 理 由 )</p> <p>私共の隣接地に建築されるシノケンのワンルームマンション（全42戸、ワンルーム38戸、ファミリータイプ4戸）は、投資用分譲ワンルームマンションとして建築されるものです。建築主が全戸売却終了後においても周辺環境への影響に配慮し円滑な近隣関係の推進に努めるよう、新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例その他建築に関する条例等の規定に基づき、新宿区は建築主の指導を徹底する必要があります。</p>	